

鶴岡第五中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

はじめに

鶴岡第五中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成29年11月に改訂された「山形県いじめ防止基本方針」及び、平成31年2月に鶴岡市より新たに示された「鶴岡市いじめ防止基本方針」を受け、これまでの基本方針を改訂し、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 いじめの定義と基本的認識

(1) いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの態様>

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。
- その他

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(2) いじめの基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び教職員の役割・基本姿勢

- ①わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ②いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ③いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、組織的に取り組む

- ④いじめに関わる情報を教職員が抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応を行う。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。
- ⑥教職員は、生徒が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、いじめを防止する取組が実践できるよう指導支援する。
- ⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 生徒たちの役割・基本姿勢

- ①自己の目標を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

3 いじめ問題等への組織的対応

(1) いじめ対策のための組織

いじめの未然防止、早期発見及び対処等を実効的に行うため「学校いじめ対策委員会」を設置する。

◇構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

◇取組内容

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等
- ②いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

(2) 重大事態調査組織

市教育委員会と協議のうえ、「学校いじめ対策委員会」の組織に加え、「学校いじめ問題対応委員会」を設置する。

◇取組内容

- ①当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
- ②当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。
- ③聴き取り及び調査の結果を集約し、当該生徒及び保護者に対して情報を提供する。

4 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめの未然防止や早期発見、早期対応の取組等、市教育委員会からの指導を受け、いじめ対策の充実を図る。また、いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案など、連携が必要と判断する場

合には、支援あるいはいじめ支援チームの派遣を要請する。さらに、重大事態が発生した場合には、学校及び教育委員会の対応や調査について必要な支援を要請する。

(2) 警察、児童相談所、医療機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携が必要であり、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、情報共有体制を構築しておく。また、教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

(3) 学校相互、ブロック内小学校等との連携

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合には、いじめに関わる情報を適切に共有し、学校間で連携して、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を行う。また、ブロック内の小学校とも、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実を図る。各学校の児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年1～2回行い、対策等の共有を図る。

II いじめ防止等の基本的な取り組み

1 いじめ未然防止の取り組み

(1) 基本的な考え方

- ①「いじめは、すべての生徒に起こりうる」という理解のもと、特に、『暴力を伴わないいじめ』は、生徒が被害者・加害者として入れ替わり巻き込まれ、手遅れになる心配があるので、未然防止の手立てが必須である。
- ②いじめ防止は、「授業が面白い」「仲間との関わりが楽しい」という「学校づくり」が基本である。
- ③自己肯定感を培うため、互いに認め合える人間関係・学校風土を大切にしていく。

(2) 具体的な手だて

- ①一人一人を生かした学級経営に努め、「居場所作り」「絆作り」を大切にする。
- ②教育活動全般をとおして道徳教育に力を入れ、人権尊重の心を育む。
- ③授業力の向上に努め、生徒の学習意欲を喚起し、わかる授業を展開する。
- ④生徒会活動を中心に、互いに認め合い、支え合える集団づくりに努める。
- ⑤生徒や学級の様子を知るための情報収集に努める。
 - ・ 定例職員会議での情報交換
 - ・ 定期教育相談、教育相談アンケート、生活記録、Q-Uの活用など
- ⑥保護者、地域の方々と連携し、いじめ防止のための活動を進める。
 - ・ P T A研修会の企画運営
 - ・ 地区懇談会や教育懇談会などでの情報交換や話し合い
- ⑦4月のP T A総会で保護者に「いじめ防止基本方針」について説明をする。
- ⑧学校ホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者、地区住民が確認できるようにする。

2 いじめ早期発見の取り組み

(1) 基本的な考え方

- ①生徒の些細な変化に気づく。 [相談体制]
- ②気づいた情報を速やかに共有する。 [報告体制]
- ③情報に基づき、速やかに対応する。 [初動体制]

(2) 具体的な手だて

①日頃から目や心を配り、いじめの徴候の把握に努める。気になる状況については、担任などが一人で抱え込むことなく、チームとして対応できるよう、教職員間の情報共有に努める。

②定期的にアンケート調査や教育相談を実施する。

③保護者との連携を密に、情報収集に努める。

④生活記録や家庭学習ノートなどを活用し、生徒の本音や悩みに寄り添う。

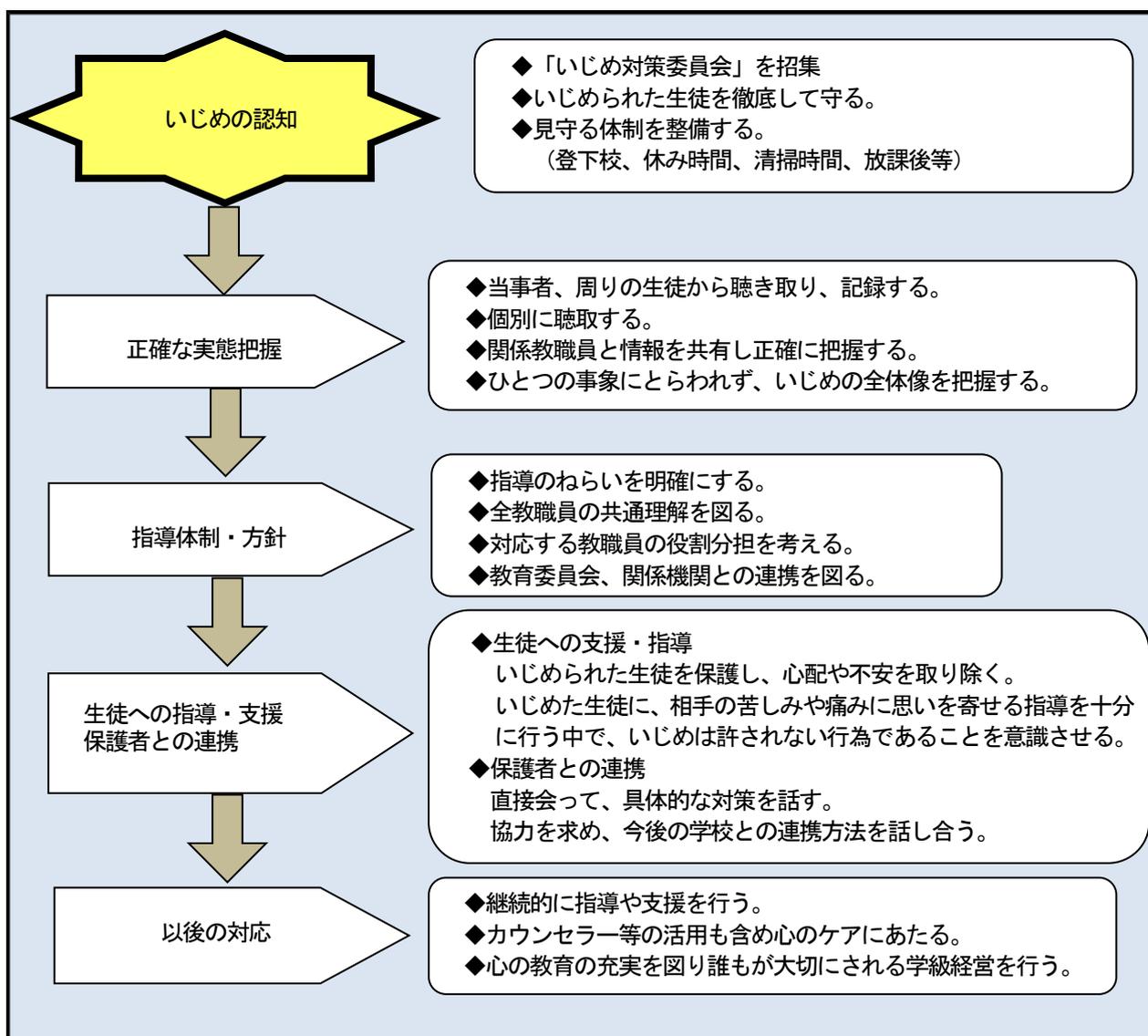
3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

①いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会を活用し、全教職員の共通理解のもと、組織的に対応する。

②被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

③教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携のうえ対処する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒指導主事、管理職に報告し、組織的に対応する。

- ②いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を損なわないよう留意する。
- ③生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーにも十分注意して以後の対応を行う。

- ◆誰が誰をいじているのか。 [被害者と加害者の確認・人数等]
- ◆いつどこで起こったのか。 [時間と場所の確認]
- ◆どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか。 [態様と内容]
- ◆いじめのきっかけは何か。 [背景と要因]
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか。 [期間]

(3) いじめと認知した場合の対応

①被害生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。

イ いじめられた生徒への対応

- いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携しながら、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた生徒が安心できる環境の確保を図る。
- 状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。

ウ いじめられた生徒の保護者への対応

- 保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。
- 事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。
- 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- 学校で安心して生活できるようにすることを約束する。
- 具体的な対応と経過については、継続して説明していくことを伝える。

エ 自殺につながる可能性がある場合の対応

- 自殺につながる可能性がある場合、「Talkの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

「TALKの原則」

- | | | | |
|--------|----------------|-----------|---------------|
| Tell | : 心配していることを伝える | Ask | : 自殺願望について尋ねる |
| Listen | : 気持ちを傾聴する | Keep safe | : 安全の確保 |

- いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応を丁寧に行いながら、いじめの再発防止に努める。

②加害生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- いじめた生徒に対しては、複数の教職員が連携して対応し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。
- 速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

○保護者に対する継続的な助言を行う。

イ いじめた生徒への対応

○いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不的確さや責任を自覚させる。

○いじめた生徒が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

○生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、場合によっては特別の指導計画による指導や、警察と連携した措置も含め、毅然とした対応をする。

○教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることから、懲戒を加える際には教育的な配慮を十分にし、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

○状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ いじめた生徒の保護者への対応

○生徒が同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。

○保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感を持たないようにすることにも配慮する。

○保護者が我が子の正当性を主張したり、いじめられている生徒に非があると考えたりする場合には保護者の思いも聞きながらも、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解してもらうようにする。

○必ず、複数の教職員で保護者対応にあたる。

③集団へのはたらきかけ

ア 生徒に対する指導(学級全体への指導とともに)

○いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸にするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の生徒に徹底して指導する。

○いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

イ 保護者に対する啓発指導

○状況に応じて、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取り扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④継続した指導体制の確立

ア いじめの解決とは、当事者間の謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

イ 学校では、全ての生徒が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに、継続的に取り組んでいく。

<いじめが「解消している」状態について>

文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

◇「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

◇「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本校においても、この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめられた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

- ①生徒の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育を充実させる。
- ②生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発に努める。
- ③教員が、インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速かつ確実に行うことができるようにする。

(2) 生徒会の取組

生徒会のルール（SNSの五箇条）を通して、生徒が主体的に考え、正しく使うことができるよう促していく。

(3) 家庭（PTA）・地域との連携

- ①機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について情報提供を行い、学校と連携したネット上のいじめの未然防止への協力を求めていく。
- ②各家庭におけるSNS利用等のルールづくりを、積極的に啓発していく。

2 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

- ①インターネット上で、生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、情報を組織的に共有するとともに、積極的に関係機関の指導・助言を受けながら対応する。
- ②インターネットを利用している生徒が、ネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知する。
- ③早期発見の観点から、学校、PTA、地域等が連携した、学校ネットパトロール等の実施について検討していく。

(2) 早期対応への取組

- ①インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者や

プロバイダに対して速やかに削除を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切な援助を求める。

②学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

(3) 生徒への指導のポイント

①掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」等）であり、決して許される行為ではないこと。

②掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人等の重大犯罪につながる場合もあること。

③掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

④チェーンメールについては、送られてきても削除し、決して回さないこと。

IV 重大事態への対応

1 重大事態の定義

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

(2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

※生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上で、市教育委員会の指導・助言をもとに、いじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生する可能性があるると判断した場合は、市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「学校いじめ問題対応委員会」を設置する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。

(4) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置を行う。

(5) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 情報の共有及び提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1 教育相談

(1) 教職員と生徒との信頼関係を土台に、一人の生徒を全職員で支えるという考え方に立ち、学級担任の他にも部活動顧問や教科担任など、相談内容や生徒の希望に応じて対応する。

(2) 定期教育相談のほか、日常から生徒の心の変化をキャッチし、機を捉えた教育相談を積極的に行う。

(3) SC（スクールカウンセラー）による相談は、生徒及び保護者並びに担任・学年主任等の申し出により行う。

2 生徒指導

(1) 「自立」をめざし、生徒指導の三機能を生かした指導を進める。

(2) 生徒指導部長を中心として、生徒会活動、教育相談を柱として指導体制を組む。また、学年生徒指導担当を中心として各学年での指導を行う。

(3) 問題行動に対しては学年担任団が中心となり対応するが、生徒指導部長、管理職と常に連絡をとり適切な指導が行われるようにする。

3 生徒理解

- (1) 家庭調査票、NRT検査、特別支援教育専門家チームのスクリーニング、Q-Uなどを活用し、生徒理解に努める。
- (2) 小中連絡会、生徒理解研修会、生徒指導連絡会、教育懇談会、民生児童委員との懇談会、毎回の職員会議での生徒情報の共有等、生徒理解を最優先事項とし、迅速かつ適切な指導に資する。
- (3) いじめ問題等に関する研修などに参加し、生徒理解について学ぶ。

4 年間計画

	情報収集・共通理解	集団づくり・意識の啓発	未然防止・早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	生徒理解研修 特別支援教育巡回相談 (個別支援計画等の作成)	学級・学年開き 学級組織づくり	SNS研修会	PTA総会 部活動懇談会
5月	就学支援委員会①	全校：生徒総会① 全校：体験活動 3年：修学旅行	生活アンケート 定期教育相談① QUテスト①	小中連絡会① 思恩園連絡会議
6月	いじめ対策委員会①		いじめ防止アンケート① (生徒・保護者)	総体壮行式
7月	学級経営研修(QU研修①)	全校：体育祭の取組～9月 特支：職場体験学習	学習・生活アンケート (1学期の振り返り)	教育懇談会① 二者・三者面談
8月	特別支援教育研修 就学支援委員会②			地域活動への参加奨励
9月		全校：体育祭 特支：校外学習 全校：合唱祭の取組		新人大会壮行式
10月	学級経営研修(QU研修②)	3年：合同音楽会 全校：合唱祭の取組	QUテスト②	学校保健委員会
11月	いじめ対策委員会②	ネット講話 特支：福祉体験学習	定期教育相談② いじめ防止アンケート② (生徒・保護者)	学校評価保護者アンケート
12月	学校評価アンケート (生徒・教職員) 就学支援委員会③	生徒会役員選挙活動	学習・生活アンケート (2学期の振り返り)	二者・三者面談
1月	年間反省	1年：入学説明会(合唱)		民生児童委員・主任児童委員との懇談会
2月	年間反省 いじめ対策委員会③	全校：生徒総会② 薬物乱用防止講話	学習・生活アンケート (3学期の振り返り) いじめ防止アンケート③(生徒)	教育懇談会②
3月	新年度準備	有終の美活動 新学年の学級編成		小中連絡会②
通年	職員会議・学年会・運営委員会・生徒支援委員会等での情報共有・共通理解	道徳教育の充実 総合学習の取組 生徒会活動	生活記録の活用 SCによるカウンセリング	学校だよりの発行 HPの充実

VI 学校における点検・評価

1 学校評価

(1) 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下を参考に目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえ改善に取り組む。

- ①いじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ②4月に達成目標を設定し、1月の年間反省で評価する。
- ③日頃より、いじめの実態把握に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ④いじめ防止基本方針や取り組みについて、保護者と共有し、理解や協力を得ているか。
- ⑤いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する組織体制が整備されているか。

(2) いじめ防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取り組みが計画通り進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取り組みについてPDCAサイクルで検証を行う。

2 教員評価

(1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず迅速かつ適切な対応や組織的な取り組み等をしているかどうかを評価する。

(2) 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうかを評価する。

VII いじめ防止基本方針の見直し

この基本方針に沿って日々の指導・対応を重ねていくが、全教職員で検証を行いながら、随時、改訂改善を図っていく。また、生徒会執行部、PTAの諸会議、教育懇談会等の場でも出された意見も参考にしながら不断の見直しを図る。